

介護保険サービス一覧

I. ご自宅で使える介護保険サービス ※（介護予防）は要支援の方が利用できるサービスです。

① 訪問介護 (介護予防)	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつなどの身体の介護や買物、洗濯、掃除、炊事などの生活の援助を行うサービスです。
② 訪問入浴介護 (介護予防)	家庭で入浴することが困難な寝たきりの方などに対し、入浴車を利用するなどして、入浴の介助を行うサービスです。
③ 訪問看護 (介護予防)	自宅で療養している方に対して看護師等が訪問し、必要な看護を提供するとともに、家族に対して看護方法等の指導を行うサービスです。
④ 訪問リハビリテーション (介護予防)	理学療法士や作業療法士が自宅を訪問し、必要なリハビリを行うサービスです。
⑤ 居宅療養管理指導 (介護予防)	自宅で療養している方に対して、医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養する上での指導やアドバイスを行うサービスです。
⑥ 通所介護 <デイサービス> ※療養通所介護 (介護予防)	デイサービスセンターなどに通って、食事や入浴、健康チェック、レクリエーション、リハビリなどを受けるサービスです。 ※療養通所介護は、難病や末期ガンの方を対象としたサービスです。
⑦ 通所リハビリテーション <デイケア> (介護予防)	介護老人保健施設などに通って、心身機能の維持、回復のため、リハビリを受けるサービスです。
⑧ 短期入所生活介護 <ショートステイ> (介護予防)	特別養護老人ホーム等に短期間入所し、食事や着替え、入浴など日常生活の介護等を受けるサービスです。
⑨ 短期入所療養介護 <ショートステイ> (介護予防)	介護老人保健施設等に短期間入所し、看護・医学的管理のもとで、介護や機能訓練等を受けるサービスです。
⑩ 福祉用具の貸与 <レンタル> (介護予防)	日常生活を送る上で必要な福祉用具(対象品目が定められています)を貸与し、高齢者の生活の自立を支援し、家族の介護負担の軽減を図るサービスです。
⑪ 特定（介護予防） 福祉用具販売	日常生活を送る上で必要な福祉用具(対象品目が定められています)の購入に対し、その費用の一部を支給します。
⑫ 住宅改修 (介護予防)	自宅の廊下、トイレ等の手すりの取り付けや段差の解消など、住宅改修(対象工事が定められています)に必要な費用の一部を支給します。

Ⅱ. 介護保険の施設サービス等

<p>(介護予防)</p> <p>① 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム・ケアハウス等での介護)</p>	<p>特定施設として指定を受けた有料老人ホーム、ケアハウス等に入所している方が、入浴、排せつ、食事、その他の日常生活上の介護やリハビリなどを利用できるサービスです。</p>
<p>② 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)</p>	<p>自宅での生活が困難な要介護者に対して、入浴や排せつ、食事など生活全般の介護などを行う施設です。</p>
<p>③ 介護老人保健施設 (老人保健施設)</p>	<p>病状が安定している要介護者に対して、在宅復帰を目指し、看護・介護サービスを中心とした医療的ケア、リハビリ、日常生活の介護を行う施設です。</p>
<p>④ 介護療養型医療施設 (療養病床、老人性認知症疾患療養病棟)</p>	<p>長期の療養を必要とする要介護者に対して、療養上の管理や看護、リハビリなどを行う施設です。</p>

Ⅲ. 地域密着型サービス

<p>① 夜間対応型訪問介護</p>	<p>ホームヘルパーによる定期的な巡回訪問や、通報を受けての随時訪問により、夜間・早朝における日常生活上の援助を行います。</p>
<p>(介護予防)</p> <p>② 認知症対応型通所介護 <認知症デイサービス></p>	<p>認知症高齢者専用の通所介護です。デイサービスセンターなどに通って、食事や入浴、健康チェック、レクリエーション、リハビリなどを受けるサービスです。</p>
<p>(介護予防)</p> <p>③ 小規模多機能型居宅介護</p>	<p>普段は自宅から施設に通って介護サービスを利用し、様態や希望に応じて、その施設に泊まったり、施設の職員に自宅を訪問してもらうサービスです。</p>
<p>(介護予防)</p> <p>④ 認知症対応型共同生活介護 <グループホーム></p>	<p>認知症はあるものの、共同生活が可能の方が、日常生活の介護を受けながら、5人～9人の少人数で共同生活するサービスです。※要支援1の方はご利用できません。</p>
<p>⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護</p>	<p>定員30人未満の特定施設入居者生活介護(上記Ⅱ-①参照)です。</p>
<p>⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	<p>定員30人未満の介護老人福祉施設(上記Ⅱ-②参照)です。</p>
<p>⑦ 看護小規模多機能型居宅介護</p>	<p>小規模多機能型居宅介護(上記Ⅲ-③参照)と訪問看護などを組み合わせて、通所・訪問・短期間宿泊で介護や医療・看護ケアが受けられます。</p>
<p>⑧ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p>	<p>定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、24時間いつでも受けられます。</p>
<p>⑨ 地域密着型通所介護</p>	<p>定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事や入浴、健康チェック、レクリエーション、リハビリなどを受けるサービスです。</p>